

障がい者活躍推進プラン



令和2年3月

秋田県湯沢市議会

1 任命権者

この計画における任命権者 湯沢市議会議長

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
なお、取組状況や社会情勢の変化に応じて、必要な場合は見直しを行います。

3 湯沢市議会における障がい者雇用に関する課題

湯沢市議会事務局は、職員定数が6人の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

4 目 標

●採用に関する目標

【実雇用率】市長部局等との連携を図り事業所として、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を達成する。

（評価方法）毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。

●定着に関する目標

不本意な離職を生じさせないこと。

（評価方法）毎年の任免状況通報を行う際に、人事記録を基に前年度採用者及び前年度以前から継続して就労している障がい者の定着状況を確認し必要な対応をする。

5 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

●組織面

①障害者雇用推進者として事務局長を選任する。

【障害者雇用推進者】障がい者雇用の促進等の業務を担当する者

●人材面

①職員に厚生労働省障害者雇用対策課又は秋田労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。

②障がい者への対応のノウハウや困難事例について共有、研修する機会を持つ。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新規採用又は部署異動した職員に対しては必要に応じて面談を行い、障がいと業務の適切なマッチングができているかの点検を行い必要な対応をする。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

●職務環境

定期的に面談を行い必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。

●募集・採用

- ①募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
- ②障がい学生（大学生・特別支援学校の生徒等）からインターンシップの希望があった場合は積極的に受け入れる。

●働き方

時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用について促進する。

●キャリア形成

本人の希望を踏まえ可能な限り研修の受講、資格取得等に必要な支援をする。また、持っている資格や経験を活かし能力が最大限発揮できるよう配慮する。

●その他

- ①国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ②各年度の取組が終了した際には、実施状況の点検結果について公表する。
- ③取組状況の把握・点検の際には、計画作成時に想定していた状況から変化があり又はその変化に応じて計画に盛り込んでいない取組を柔軟に実施している場合には、それらも含めて分析を行い、PDCAサイクルを確立させる。
- ④市長部局、労働関係機関、医療機関及び産業医との連携、基幹相談支援センターの活用等により状況に応じた最善の支援を目指す。